

第30次地方制度調査会答申で示された 都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等について

平成25年9月13日
内閣府

○第30次地方制度調査会答申(要旨)(平成25年6月25日)

- ・指定都市と都道府県との「二重行政」の解消を図るためには、まず、法定事務を中心に、都道府県が指定都市の存する区域において処理している事務全般について検討し、指定都市が処理できるものについては、できるだけ指定都市に移譲することによって、同種の事務を処理する主体を極力一元化することが必要。
- ・指定都市及び指定都市を包括する道府県の多くが移譲に賛成しているもの又は条例による事務処理の特例の活用により指定都市への移譲実績のあるもの等の事務については移譲することを基本として検討を進めるべき。

(参考)

1. 移譲対象事務の主な例

- ・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の決定
- ・特別児童扶養手当の受給資格の認定
- ・市町村立小中学校の学級編制基準の決定、職員の定数決定、給与負担等

2. 安倍総理施政方針演説(抄)(H25.2.28)

「魅力あふれる地域を創ります。その鍵(かぎ)は、地域ごとの創意工夫を活(い)かすための、地方分権改革です。大都市制度の改革を始め、地方に対する権限移譲や規制緩和を進めます。また、「地域の元気づくり」を応援します。」

○都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等についての取扱い

都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等については、国から地方公共団体への事務・権限の移譲等と合わせて、地方分権改革推進本部において、取り扱うこととする。